

香川県における弱視教育の必要性

—— 国公立小学校へのアンケート調査より ——

香川県立盲学校
福 森 邦 子

はじめに

現在、香川県には、小・中学校ともに弱視学級は設置されていない。県下唯一の視覚障害児の教育機関である盲学校小学部には3名の弱視児が在籍しており、教育相談に来ている児童も含めても6名である。香川県には、この他に弱視児はいないのだろうかと思っていた。しかし、研修会等で他校の教員と接する機会があり、そこで普通小学校に在籍している視力の低い児童の話を何例か耳にした。このような児童に果たして適切な教育条件のもと十分な指導が行われているのだろうか、また視覚障害の程度を十分に理解されないまま放置されている児童がいるのではないか、と疑問に思った。香川県においては、弱視児の実態はもとより数すら十分には把握できていないのが現状のようである。

そこで、香川県の弱視児童の数を知り、弱視教育の必要性を考えるために、本研究を行うことにした。

I 弱視教育

1. 弱視教育

弱視教育とは、盲教育とともに、視覚障害教育の一分野をなすものである。

視覚障害教育とは、視力及びその他の視機能、つまり視野・色覚・光覚等が全く欠如しているか、あるいは、著しく劣弱であるために、一般の小学校や中学校における、通常の教育条件のもとにおいては、学習することが著しく困難な児童・生徒に対し、特別に配慮された教育条件（教育内容・方法及び人的・物的諸条件）のもとで行われる教育をいう。

この特別に配慮される教育条件は、児童・生徒の視力の有無、または学習に際して主として、視覚を活用するか、または触覚、聴覚等、視覚以外の感覚

に依存しているかどうかによって異なるために、視覚障害教育はさらに弱視教育と盲教育に分類することができる。

実際に弱視教育が制度上、計画的に行われる場としては、盲学校と小・中学校における弱視児のための特殊学級、いわゆる弱視学級とがある。この他、小・中学校の普通学級に在籍している弱視児に対しても、何らかの適切な配慮がなされて指導されている場合には、弱視教育が行われていると言える。

2. 弱 視 児

弱視とは視力が弱いという意味であり、眼鏡等を使用しても正常の視力が得られない目の状態をいう。このような目の状態にかかわる立場の違いから、教育的弱視と医学的弱視の2つに分類することができる。

教育的弱視とは、原因にかかわらず、眼鏡装用・治療・訓練などの医学的処置を施しても正常な視力が得られない目の状態をいう。一方、医学的弱視とは、斜視・不同視などによる一眼の視力低下であり、視能訓練によって視力が回復する場合がある。

具体的にどのような視力の児童が弱視教育の対象となるのだろうか。

盲学校の教育対象となる児童の心身の故障の程度については、学校教育法施行令第22条の2表、盲者の項に規定されている。また、この規定に基づく具体的な教育措置については、「教育上特別な取扱いを要する児童・生徒の教育措置について」（文初特309号）が出されている。これらによると、視覚障害児の教育措置基準は、おおむね次の通りである。

① 盲学校の対象児

- 両眼の矯正視力が0.1未満のもの。両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの、または視力以外の視機能障害（視野狭窄や夜盲など）が高度なものうちで、現在または将来点字による教育を必要とするもの。

② 弱視学級または通常の学級の対象児

- 両眼の矯正視力が0.1以上0.3未満のもの、または視力以外の視機能障害が高度ではあるが、現在または将来ともに点字による教育を必要としないもの。これらのものは、必要に応じて弱視特殊学級で教育するか、通常の学級で留意して指導すること。

弱視教育の対象児の視力を教育上必要な特別な配慮と対応させて分類してみる(表1)。小学校の普通の教室で、普通の教科書を使って、普通に学習できる視力の限界は、いろいろな実験結果から見ても矯正視力で0.3とされている。これ以下の視力になると、最前列の席でも黒板の字は見えにくいし、普通の読書姿勢(30cmの距離)で教科書を読むことが困難になってくる。また、0.04以上の視力があれば、特別の配慮をすれば視力による教育がおおむね可能だが、それ以下になると極めて不自由となり、更に0.02以下の視力となれば、おおむね盲教育の対象として考慮しなければならない。(大川原、1982、P41)

表1. 教育上特別な配慮を要する視覚障害の程度の分類

① 盲	(視覚以外の感覚を十分活用できるよう) うな配慮をする。	両眼の矯正視力が0.02未満 のもの
② 準盲	(視覚以外の感覚をも活用できるよう) な配慮をする。	両眼の矯正視力が0.02以上 0.04未満のもの
③ 弱視	(特別な配慮をすれば、視覚による教 育が可能である。)	両眼の矯正視力が0.04以上 0.3未満のもの

弱視者の見え方を知る手がかりとして視力があげられる。しかし、同じ視力であっても同じ見え方であるということはまずありえない。「見る」ということは、視力だけではなくその他の視野・色覚・光覚等の視機能に依存することも大きく、弱視児は各々個別の見え方を持っていると言っても過言ではない。

II 弱視教育の起こりとその変遷

わが国において初めて弱視教育が提唱されたのは、最初の視覚障害児の学校である京都盲啞院の開校以来、40年余りたった昭和5年であった。当時の弱視児童は、ある者は盲学校、ある者は普通小学校に在籍して特別の配慮もほとんどないまま勉学に努めていたのである。その後、眼科医師会の精力的な活動の結果、初めての弱視学級が開設された。しかし、「視力保存学級」と称され、

弱視の眼を使うことは失明につながる、また失明を防止するにはできるだけ保護しようという思想が基本になっており、今日の弱視教育からはほど遠いものであった。

戦後の弱視教育は、急速に進歩した眼科医学の影響により、残存視力の保護に留意しながらも視覚を有効に活用して学習効果の向上を図ろうとするに重点を置いて行われるようになった。

まず、いくつかの盲学校で実験研究が行われ、実際の教育実践を通しての弱視教育の基盤づくりがなされ、その理念が明らかにされた。その後、文部省は「学校教育法および同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱いを要する児童生徒の教育的措置について」（文初特380号）を出すことにより、盲学校における弱視教育の根拠を明らかにした。続いて、盲学校学習指導要領小学部の改訂や盲学校教育における弱視児のための教育課程編成基準の明示などをし、弱視教育の普及振興に努めた。更に、年次計画によって盲学校弱視学級用設備に対して国庫補助が行われ、盲学校における弱視教育は昭和39年を境にして飛躍的に普及発展していった。

小・中学校における弱視教育は、昭和22年に制定された学校教育法第75条で弱視児童・生徒のための特殊学級（弱視学級）を設置する根拠となる規定がなされていたにもかかわらず、現実のものとなったのは昭和30年代後半である。昭和37年には「学校教育法施行令の一部を改正する政令」をもって盲学校教育の対象となる盲者および強度の弱視児の基準が明らかになった。このことは普通学級内の弱視対象者を規定したことになり、つまり法的根拠が確立されたわけである。最初の設置は昭和38年の大阪市立本田小学校であるが、全国的に普及するのは昭和45年以降である。今日、弱視学級は、単独に教育的な機能を果たすという学級ではなく、普通教育にアプローチするためにあらゆる面から援助する、つまり、個別指導で学力をつけるということではなくて、視覚管理や生活習慣のこと、あるいは基礎的能力の向上や社会性を育てることなど、小・中学校における学校教育の目標を達成するために、側面からこれを支えていく学級だととらえられている。全国には、小学校57校66クラス、中学校21校23クラスがあり、開設以来少しづつ増加している。しかし、未設置県はまだ26県にも

及び、北陸地方は皆無である。そのような点で地域差を感じる。

視覚障害児は減少してはいるものの、盲学校に在籍している児童・生徒が3,960人(全学部)、小学校弱視学級に在籍・通級している児童が277人と、実際に4,000人以上が何らかの形で弱視教育を受けている。

III 香川県における弱視教育

弱視児童の教育の場として、盲学校と小・中学校の普通学級および弱視学級の3つが考えられる。

香川県立盲学校においては、昭和40年に小学部第6学年の弱視学級として弱視教育が取り入れられた。その後、設備の充実・学習指導法の研究が推進され、個々の見え方に応じた適切な指導がなされている。

盲学校に在籍している児童以外の弱視児は、香川県には弱視学級がないため、小学校の普通学級あるいは弱視教育以外の目的のために設置されている特殊学級で教育を受けていることになる。このうち3名は盲学校の教育相談等を利用しているが、彼ら以外の弱視児の存在の有無、数、実態等は何ら調査・把握されていないのが現状のようである。

IV 香川県の小学校における弱視児等の調査

1. 目的

本研究では、次の2項目について調査することを目的とした。

- (1) 両眼の矯正視力が0.3未満の児童の実数と実施されている教育上の配慮及び指導の問題点
- (2) 普通小学校における弱視教育の位置づけについての教員の意識

2. 方法

- (1) 対象 県内の国公立の小学校 - 219校
- (2) 方法 前述の調査目的内容をアンケート形式で実施した。記録者は不問。
- (3) 期間 昭和63年10月20日～11月20日

3. 結果と考察

アンケートの回収率は表2に示す通りである。

(1) 両眼の矯正視力が 0.3 未満の児童について

① 弱視児と推測される児童の実態
回答があった 170 校のうち 13 校において 21 人の弱視児の存在が推測される。個々の児童の実態は表 3 に示す通りである。

表 2. アンケート回収率

	全体数	回 収	回収率
國 立	2	2	100
市 立	89	67	75.3
町 立	128	101	78.9
計	219	170	77.6

(%)

表 3. 弱視児と推測される児童の実態

児童	裸眼視力		矯正視力		在籍学級	その他の障害	備 考
	右	左	右	左			
A	推 定	光 覚			特 殊	有(発達…2才)	
B			(0.1)	(0.1)	"	"	
C					"	"	特別の眼鏡使用
D			(0.02)		"	無	
E			(0)	(0.03)	普 通	"	5/21 事故
F					"	"	
G					"	"	
H			(0.2)(目により 0.3)		"		
I			(0.2)		"	無	コンタクト
J			(0.2)	(0.2)	"	"	
K			(0.2)	(0.2)	"	"	
L			(0.3)		"	"	
M			(0.2)	(0.2)	"	"	コンタクト
N	0.09	0.1	測定していない		"	"	
O	0.2	0.1	眼鏡を持っていない		"	"	
P	0.1	0.2	"		"	"	
Q	0.1	0.2	"		"	"	
R	0.01	0.1	"		"	"	
S	0.07	0.09	"		"	"	
T	0.1	0.09	"		"	"	
U	0.1	0.1	(0.1)	(0.1)	"	"	

(注) 裸眼視力はアンケートの項目にはなかった。N～U児は同一小学校。
矯正視力の空欄は回答に記入がなかった。

昭和63年度（5月1日現在）香川県の国公立小学校に在籍している児童は8万2,209人である。そのうち21人が弱視児であるとすればその出現率は0.026%となる。49校(22.4%)のアンケートが未回収であるため、真偽の程は定かでない。また、N～U児が同一小学校であるが、その学校の児童数の1.4%もの割合を占めており、まず考えられないことである。

このような点から、このアンケート調査で得られた21人の弱視児の存在の信憑性は決して高くはない。

② 学習指導に際しての配慮事項と問題点（表4参照）

a、指導時間及び指導形態

a-①「必要に応じて放課後などに指導している」、②「教科によって特殊学級と普通学級に分けて指導している」の配慮がなされている児童は21人中12人である。特に配慮をしていないI・J・K・Lの4人の視力は0.2～0.3であることがわかる。視覚以外の感覚をも活用できるような配慮を要する児童(0.02以上0.04未満)が3人いるが、a-⑤「特別な訓練時間（養護・訓練など）を別に設けてある」の配慮がなされていたのは、そのうちの1人である。彼らは、視覚もそれ以外の感覚も十分生かしきれず実に曖昧にしか周囲の刺激を捉えられていないと考えられる。

b、拡大図書、眼鏡等の補助具

b-①～⑤の配慮がなされているのは、21人中8人である。0.04未満だと文字の使用が著しく困難であり、0.02の視力だと初号活字（新聞の大見出し）でさえそう簡単には読めないという調査結果があるが、該当児には、十分な配慮がされているのか、つかめなかった。

b-⑧「座席を教室の前列に位置させている」の配慮が21人中18人の児童になされている。黒板に書かれた文字の見え方は、大川信郎の調査結果によると、一般的な授業をした場合、最前列の席では、0.3以上の視力で大多数が見え、0.1未満になると9.0%の者しか見えない。H、L児以外の児童は、黒板の文字さえも十分見えずに学習していると考えられる。

c、実施している配慮について

21人中17人までが、c-②「必要だと思うが十分にはできていない」という

表4. 学習指導における配慮と問題点

アンケートの項目		児童	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U
a、 指導時間 及び指導形態	① 必要に応じて放課後などに指導している。	～	○						○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○
	② 教科によって、特殊学級と普通学級に分けて指導している。	重	○		○																		
	③ 授業中、机間巡視を多くしている。	度	○			○	○	○															
	④ 危険を伴う授業（体育など）は、見学させる場合もある。	精			○										○								
	⑤ 特別な訓練時間（養護・訓練など）を別に設けてある。	薄		○																			
	⑥ 特に配慮していない。	～									○	○	○	○									
b、 拡大図書・眼鏡等の補助具	① 教科書・教材等は全て拡大（文字）している。																						
	② 教科書・教材等は必要に応じて拡大（文字）している。				○	○		○															
	③ 特別の眼鏡（弱視レンズ等）を装用させている。			○			○							○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 拡大読書機を使用させている。									○													
	⑤ 拡大鏡（ルーペ等）を使用させている。							○															
	⑥ 斜面机を使用させている。		○																				
	⑦ 照明に気をつけている。		○	○	○																		
	⑧ 座席を教室の前列に位置させている。				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	⑨ 特に配慮していない。	○																					
c、 実配慮し してつい る	① 十分、配慮できている。						○							○									
	② 必要だと思うが十分にはできていない。	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	③ 必要ないと思うので、配慮していない。										○	○											
d、 困って いる点	① 学習の進度が遅れがちである。						○	○						○									○
	② 視力に応じた教科指導上の留意点がわからない。						○		○														
	③ 個別に指導したいが、時間や教員の確保が難しい。						○	○															
	④ 教科書・教材等の量が多くて十分に拡大できていない。						○	○															
	⑤ 拡大したいが、拡大コピー機がない。						○																
	⑥ 特別な訓練が必要だと思うが、具体的にはわからない。	○	○	○	○				○														
	⑦ 特に困っていない。	○				○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) ④⑤⑥……0.04未満

H・L……0.3以上

気持ちのもと、指導しているのがわかる。

d、困っている点

N～T児は、c、実施している配慮について、十分にはできていないと回答しているにもかかわらず、d-⑦「特に困っていない」の回答をするなど矛盾がみられる。

②のまとめ

これらのアンケート内容で、学習指導上の配慮の仕方についての是非は判断できないが、学習条件が十分にそろっているとは考えられない。同じ視力の児童への配慮も著しく異なることから、担任の教諭あるいは養護教諭の視覚障害への理解に、大きな個人差があることがうかがえる。21人のうち、県下唯一の視覚障害児の教育機関である香川県立盲学校に相談してきたのはわずか3人であり、困っているながら専門家と協力することもないようである。

普通学級で普通教科書を使って学習するためには0.3の視力が必要であるということを、普通学校の教員はどのように理解しているのであろうか。

③ 学校生活における配慮と問題点（表5参照）

e、安全性の確保

A～H児については、彼らをとりまく児童・職員にも働きかけて安全に留意しているのがわかる。ただ、危険だからといって全ての行動を禁止してしまうような過剰防衛にならないように注意しなければならない。

N～U児については、裸眼視力が0.2以下であるばかりか眼鏡を持っていない。0.04以上の視力があれば、それ程の不自由なく家庭内・外の生活が可能だが、運動量が多く、判断力の乏しい小学校生活の中でケガをする危険性は低くないと思われる。

f、学級経営

視力の低い児童のいる学級程、f-①「学級会などで弱視児（障害者）について話し合ったことがある」、②「視覚障害が原因で仲間はずれ等にならないよう指導」の配慮がされているようだ。しかし、中には外観の不自然さ（姿勢・眼鏡の装用）や弱視児特有の動きのため奇異に映り、どうしても学級にとけこめない児童がいる。このような場合、いかに早く発見し解決策を見い出すか

表 5. 学校生活における配慮と問題点

アンケートの項目		児童	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T	U	
e、 安全性の確保	① 学校行事でも危険を伴うものは避けさせている。		○		○	○																		
	② 対象児の安全確保に気をつけるよう他の児童にも指導			○	○	○	○	○	○					○										
	③ 他の職員にも気をつけてもらっている。		○	○	○	○	○	○	○	○														
	④ 何らかの配慮が必要だとは思うが十分にできていない。														○	○	○	○	○	○	○	○		
	⑤ 特に配慮をしていない										○	○	○	○	○									
f、 学級経営	① 学級会などで弱視児(障害者)について話し合ったことがある。		○		○	○			○															
	② 視覚障害が原因で仲間はずれ等にならないよう指導。				○	○	○	○	○															
	③ いろいろ配慮しているが、学級にとけこめないでいる。				○																			
	④ いろいろ配慮しているため、うまく学級にとけこんでいる。		○	○		○	○																	
	⑤ 特に配慮は必要ないと思うのでしていない。										○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
g、 家庭との連絡	① 頻繁に連絡しあっている。		○		○	○																		
	② 必要に応じて連絡しあっている。		○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	③ 必要だと思うが十分にはできていない。																							
	④ 特に必要ないので特別にはしていない。										○				○	○	○	○	○	○	○	○		
h、 健康(視覚の状態の把握)	① 学校で健常児より視力検査の回数を多くしている。										○	○	○											
	② 療護教諭と担任が対象児について連絡しあっている。		○		○	○				○	○													
	③ 病院での検査結果を必ず学校に連絡するようにしている。			○		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	④ 何らかの配慮が必要だと思うが、十分にはできていない。		○					○																
	⑤ 特に必要ないのでしていない。							○			○													

(注) ④ ⑤ ⑥ ⑦ … 0.04未満 H・L … 0.3以上

が重要である。この時も盲学校の教諭など専門家の助言が大変有効だと考えられる。

g、家庭との連絡

21人中12人は学校と家庭が連絡を取り合っている。N～U児の場合は、表4でc-②「配慮が十分にはできていない」と回答しながらも、矯正できるかもしれないにもかかわらず、g-④で特別に家庭との連絡も取りあわず、眼鏡を使用することも指導していないようである。どのような保健指導が行われているか疑問である。

h、健康（視覚の状態の把握）

h-①「学校で健常児より視力検査の回数を多くしている」、③「病院での検査結果を必ず学校に連絡するようにしている」の配慮が多くなされており、視力の変動には気をつけているが、見えにくい点を補うために、専門機関に相談したり訓練をしたりするといった積極的な視覚管理に関する指導はできないようである。

③のまとめ

視力の低い児童ほど、配慮されていることが多いのがわかる。このアンケートを見る限り、「配慮をする、できたらする」という境目で、学校が判断基準としている視力は、A～H児については0.2～0.3のようである。N～U児は視力が低いにもかかわらず、あまり配慮がなされていないのは、教諭の見えにくい状態への理解不足が原因と思われる。

(2) 普通小学校における弱視教育の位置づけについての教員の意識

この設問は、国立2校、町立128校の計130校（全体の59%）を対象に行った。結果は表6に示す通りである。回答率は101校（78%）であった。

A～Dのどのタイプも、(イ)「弱視教育についての情報提供（交換）の場を設ける」の項目が一番多く、その必要性を感じているのがわかる。このことは、裏を返せば、香川県にはそのような場がないということではないだろうか。

(イ)「各小学校において弱視教育のための設備や器具をさらに充実する、(ニ)「弱視教育専門の巡回教員を派遣する」の項目も多く、弱視教育を行うに際しては一層の人材や設備等の充実を必要としているのがわかる。

表 6. 弱視教育の位置づけについての教員の意識

〈設問〉 小学校で弱視児の教育をする場合、必要だと思われることを選んで○印をお書き下さい。 (複数回答……可)

項目	学校の分類	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Dタイプ	計
(イ) 弱視児が特殊学級で学習できるよう にする。	13 (11.4)	4 (6.9)	2 (9.5)	1 (20.0)	20 (10.1)	
(ロ) 弱視学級を地区別に設置する。	17 (14.9)	6 (10.3)	1 (4.8)		24 (12.1)	
(ハ) 各小学校において弱視教育のための 設備や器具をさらに充実する。	21 (18.4)	9 (15.5)	3 (14.3)	1 (20.0)	34 (17.2)	
(ニ) 弱視教育専門の巡回教員を派遣する。	20 (17.5)	10 (17.2)	4 (19.0)		34 (17.2)	
(ホ) 盲学校などで必要な訓練だけを行う。	1 (0.9)			1 (20.0)	2 (1.0)	
(ヘ) 弱視教育についての情報提供(交換) の場を設ける。	32 (28.1)	17 (29.3)	5 (23.8)	2 (40.0)	56 (28.3)	
(ト) 対象児がいないので特に必要ない。	7 (6.0)	3 (5.2)	2 (9.5)		12 (6.1)	
(チ) 普通学級における教育で十分だと思 うので特に必要ない。	1 (0.9)	2 (3.4)	1 (4.8)		4 (2.0)	
(リ) その 他	2 (1.8)	7 (12.1)	3 (14.3)		12 (6.1)	

(注) ()の数字は、各タイプの全回答数のうち、その項が占める比率を示す。

	両眼矯正視力 0.3 未満の児童	両眼矯正視力 0.3 以上指導上要配慮の児童
A タイプ	い な い	い な い
B タイプ	い な い	い る
C タイプ	い る	い な い
D タイプ	い る	い る

A・B タイプでは、(イ)「特殊学級で学習できるようにする」、(ロ)「弱視学級を地区別に設置する」の項目の回答が多いが、複数回答が可能であったにもかかわらず、C・D タイプでは少ない。対象児がいる学校の教諭といない学校の教諭とでは、弱視教育の位置づけについての意識が異なっているように思われ

る。

今回のアンケート調査では記録者を明示しなかったため教員の経験や資質が十分つかめておらず、表6でもって小学校の教員の意識を分析することは非常に困難であることがわかった。

4. ま と め

今回のアンケート調査により弱視児と推測される児童が21人いる（このうち3人は盲学校の教育相談を利用）ということがわかった。この人数が真実であれば、小学校の種類別75条に定められる学級の児童総数690人に占める割合は、精神薄弱・情緒障害・難聴につぐものとなる。にもかかわらず、弱視学級は設置されておらず、普通学級においても十分な教育条件が整備されないまま教育を受けている。

弱視教育を受ける機関として、盲学校・普通学級・弱視学級の三つが法的にも定められ、教育方法も確立されつつある今日にありながら、このような現状をもたらした原因を考えてみた。

まず原因の一つとして、学校教育に携わる人々が見えにくい状態が教育や日常生活の場面において児童の心身にどのような影響を与えるかを十分理解していないため、低視力を軽視していることが考えられる。そのため、就学前検診でせっかく発見されたとしても、弱視教育の専門機関に相談することもせずに何の配慮もされないまま普通学級の教育の中にとりこまれているのではなかろうか。

全県的な実態調査が難しい今日、発見システムをどのように完備するかが、大きな問題である。

次に、視覚障害児・者とその教育が社会の人々に理解されていないからではないかと考えられる。社会と視覚障害児・者がお互いに接する機会が少ないため認識不足で、盲学校や視覚障害（児・者）という言葉に対して陰湿なイメージを持っているのではなかろうか。ゆえに、どうしても盲学校などとは関わりたくない、子供の低視力が気になりながらも放置している親もいるのではなかろうか。

これらの問題を解決する方法の一つとして盲学校のセンター化が考えられる。

このことが視覚障害教育の場でいわれるようになって久しいが、これから、まさにその時代が来ると思われる。盲学校に在籍している児童・生徒に対してのみ援助するのではなく、もっと開かれた教育機関として、弱視教育に携わる人々へ情報を提供するとともに、盲学校以外で教育を受けている弱視児に対してより充実した教育が行なえるよう、教材・教具・機器・用具を配備し、指導についての援助をする役割も担う必要性がでてくるだろう。

香川県において、弱視教育はもっと啓発されるべきである。そして、その中核をなすものが視覚障害児の唯一の教育の機関である盲学校ではないだろうか。

参考文献

- (1) 香川県障害児教育史 香川県障害児教育記念行事委員会記念誌編集委員会 香川県教育委員会
- (2) 視覚障害児教育史 1976 東京教育大学教育学部雑司ヶ谷分校編集委員会 第一法規出版株式会社
- (3) 弱視教育 日本弱視教育研究会 (巻) - (号) 1 - 2 手引き 3 - 2 • 5 5 - 4 6 - 6 9 - 5 • 6 13 - 1 17 - 1 20 - 3 • 6
21 - 3 • 5 22 - 6 23 - 6 26 - 1
- (4) 眼のはたらきと学習 1989 原田政美 慶應通信

※昭和63年度厚生省委託歩行指導員養成講習会（第18期）研究論文

《インフォメーション1 図書1》

- 世界に見る日本の盲人対策の水準（岩橋明子著） 1989年1月刊 B5判
44ページ 日盲委資料-2 日本盲人福祉委員会
- 眼のはたらきと学習—障害児教育と学校保健の基礎知識—（原田政美著）
1989年1月刊 A5判 180ページ ¥1800 慶應通信
- 弱視者の漢字読み書き能力—その心理学的研究—（徳田克己著） 1988年11月刊
A5判 277ページ ¥2800 文化書房博文社
- 視覚障害児のための言語の理解と表現の指導（文部省） 1987年11月刊 A5判
158ページ ¥1300 慶應通信